### 資料7

第33回 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 2013年3月3日

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会設置要綱等の改正について

### 1. 改正の趣旨

### 現在の「2年」の任期を「5年」とすることを提案します。

- ●協議会の活動は、第V期になってこれまでの「全体構想」「実施計画」策定などの構想・計画づくりから、整備案の検討や維持管理の試行、広報やイベントなど現場や地域に働きかける具体的なものとなってきています。
- ●これらの活動は年度の切れ目に関係なく連続して動くものがあり、継続的・戦略的に進めていく必要があります。
- ●よって、現在の「2年」任期よりも長期に変更することによるプラス面が大きいため、「5年」とすることを提案します。
- ●任期を5年とすることにより、関連する細目(途中参加・辞任の条件等)を改正します。あわせて、実態に合わない部分を改正します。

設置要綱 (現行)

設置要綱(改正案)

荒川太郎右衛門地区自然再生事業 設置要綱第1章 総則

(設置)

第1条 自然再生推進法(平成14年法律第148号(12月11日公布)) 第8条に規定する自然再生協議会を設置する。

(名称)

第2条 この自然再生協議会は、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会(以下「協議会」と称する)という。

(自然再生事業対象地区)

- 第3条 協議会で、協議対象とする自然再生事業対象地区は、荒川 水系荒川50.4kmから54.0km間右岸に存する荒川旧流路およ び連担する地区とする。
- 2 自然再生事業対象地区の名称を太郎右衛門自然再生地という。

第2章 目的および協議会所掌事務

(目的)

第4条 太郎右衛門自然再生地における自然再生事業を実施するに当たり、構想策定や調査設計など、初期の段階から事業実施、実施後の維持管理に至るまで、必要となる協議を行うことを目的とする。

(協議会所掌事務)

第5条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 太郎右衛門自然再生地の自然再生全体構想の作成を行う。
- (2) 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業実施計画の案の協議を行う。
- (3) 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業の実施に係る連絡調整を行う。

#### 設置要綱 (現行)

(4) 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業の実施箇所の維持管理に係る連絡調整を行う。

#### 第3章 委員

(委員)

第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1). 公募による地域住民および団体若しくは法人の代表者
- (2) 地域の自然環境に関し専門的知識を有する者
- (3) 関係地方公共団体の職員
- (4). 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は、本要綱を規定する日から平成25年3月31日までとする。ただし、任期経過後、新たな委員が決定するまでの間は、会長が必要と認めた場合、当該任期の終了した委員がその職務を行うことができるものとする。
- 3 第1項第1号に掲げる委員の任期期限を経過した後の委員は、任期が経過する日までに、地域住民および団体若しくは法人の代表者に対し公募を行う。
- 4 委員の再任は、妨げない。

(途中参加委員)

- 第7条 協議会の委員から推薦があり、第12条に規定する協議会 の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることが できる。
- 2 途中参加委員となろうとする者が、第16条に規定する事務局に、 途中参加委員となる意思表示を行い、第12条に規定する協議会 の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることが できる。

設置要綱(改正案)

2 委員の任期は、本要綱を規定する日から平成30年3月31日までとする。ただし、任期経過後、新たな委員が決定するまでの間は、会長が必要と認めた場合、当該任期の終了した委員がその職務を行うことができるものとする。

(途中参加委員)

第7条 途中参加委員となろうとする者が、第16条に規定する事務局に、途中参加委員となる意思を規定の書式により提出し、かつ資格条件を満たした場合に委員となることができる。

2 削除

#### 設置要綱 (現行)

3 途中参加委員の任期は、第6条に規定する委員の任期と同じとする。

#### (委員資格の喪失)

- 第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。
  - (1) 辞仟
  - (2) 死亡、失踪の宣告又は委員が属する団体若しくは法人の解散
  - (3) 解任

#### (辞任)

第9条 委員は、やむを得なき事由ある場合は、辞任することができる。なお、辞任しようとする者は、第16条に規定する事務局に連絡しなければならない。

#### (解仟)

- 第10条 この協議会の名誉を傷つけまたはこの協議会の目的若しくは、自然再生推進法および自然再生推進法に規定する自然再生基本方針に反する行為があったときは、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の過半数以上で議決し、解任することができる。
- 2 除名されようとする者には、第12条に規定する協議会の会議にて、議決する前に、弁明する機会が与えられなければならない。

#### 第4章 会長および副会長

(会長および副会長)

- 第11条 協議会に会長および副会長を各1名置き、委員の互選によりこれを規定する。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

#### 設置要綱(改正案)

#### (辞任)

第9条 委員は、何時でも辞任することができる。なお、辞任しようとする者は、第16条に規定する事務局に、辞任について文章を提出しなければならない。

#### 設置要綱 (現行)

- 3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。
- 4 任期経過後、後任の会長及び副会長が決定するまでは、その職務を継続する。

#### 第5章 会議および専門委員会

(協議会の会議)

- 第12条 協議会の会議は、会長が召集する。
- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の 意見を聴取することを必要と認める場合若しくは、委員より専 門的知見を有する者の意見聴取の発議があり第12条に規定する 協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、協議会の会議に委 員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合若しくは、委員より専門的協議の発議があり第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、協議会の会議と別に専門委員会を設置し専門的協議を要請することができる。

#### (専門委員会)

- 第13条 専門委員会の専門委員は、協議会に参加するものから選任する。
- 2 専門委員会は、議事の進行に際し必要となる専門的知見を有する者の意見を聴取することができる。
- 3 専門委員会は、協議会から付託される専門的事項について協議 し、第12条に規定する協議会の会議に報告する。

設置要綱(改正案)

設置規約 (現行)

設置規約(改正案)

#### (公開)

第14条 協議会の会議および専門委員会は、原則公開とする。

- 2 協議会の会議および専門委員会の開催について、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行うとともに、記者発表を行う。
- 3 協議会の会議および専門委員会の資料は、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行う。
- 4 協議会の会議および専門委員会の議事録は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行う。

#### 第6章 運営委員会

(運営委員会)

第15条 協議会の円滑な運営に資するために運営委員会を設ける。 詳細については、別途、運営委員会規約を定める。

#### 第7章 事務局

(事務局)

第16条 協議会の会務を処理するために荒川上流河川事務所に事務局を設ける。

(事務局の所掌事務)

第17条 事務局は、協議会の庶務を行う。

#### 第8章 補則

(要綱施行)

第18条 この要綱に規定することの外、要綱施行および協議会の運営に関して必要な事項は、第12条に規定する協議会の会議の合意を経て、会長が別に規定する。

#### 設置規約(現行)

#### (要綱改正)

- 第19条 この要綱は、第12条に規定する協議会の会議の合意を経なければ、改正することはできない。
- 2 改正に関する協議をするときは、以下に掲げるときとする。
- (1) 協議会の委員の発議により第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得たとき。

#### 附則

- 1. この要綱は、平成15年7月5日から施行する。
- 2. この要綱は、平成17年6月11日から施行する。
- 3. この要綱は、平成19年10月21日から施行する。
- 4. の要綱は、平成21年8月1日から施行する。
- 5. の要綱は、平成23年6月19日から施行する。

#### 設置規約(改正案)

#### 附則

- 1. この要綱は、平成15年7月5日から施行する。
- 2. この要綱は、平成17年6月11日から施行する。
- 3. この要綱は、平成19年10月21日から施行する。
- 4. の要綱は、平成21年8月1日から施行する。
- 5. の要綱は、平成23年6月19日から施行する。
- 6. この要綱は、平成25年4月20日(仮)から施行する。

## 3. 設置要綱第15条で規定する運営委員会設置規約(案)

#### 設置規約 (現行)

#### (設置)

第1条荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 設置要綱(平成19 年10月21日施行)第15条に規定する運営委員会を設置する。

#### (名称)

第2条本会は、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会運営委員会 (以下「運営委員会」と称する)という。

#### (目的)

第3条荒川太郎右衛門地区自然再生協議会(以下「協議会」と称する)の円滑な運営に資することを目的とする。

#### (運営委員会所掌事務)

第4条運営委員会は次に掲げる事務を行う。

- (1) 協議会の議事に関すること
- (2) 自然再生事業の具体的内容に係わる事前協議
- (3) その他

#### (委員)

第5条運営委員は、協議会委員から選出する。

2 運営委員の任期は、<u>協議会委員の任期と同一とする</u>。ただし、 任期経過後、新たな委員が決定するまでの間は、会長が必要と 認めた場合、当該任期の終了した委員がその職務を行うことが できるものとする。

#### 設置規約(改正案)

#### (設置)

第1条荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 設置要綱第15条に 規定する運営委員会を設置する。

## 3. 設置要綱第15条で規定する運営委員会設置規約(案)

#### 設置規約 (現行)

#### (会長)

- 第6条運営委員会に会長を1名置く。会長は、協議会会長とする。
- 2 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長が指名した運営委員が会長の職務を代理する。
- 4 会長は、任期経過後、後任の会長が決定するまでは、その職務を継続する。

#### (運営委員会)

- 第7条 運営委員会は、会長が必要に応じて招集する。
- 2 運営委員会の会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 運営委員会は、原則として公開とする。

#### (報告)

第8条 運営委員会の内容は、協議会へ報告する。

#### (事務局)

第9条 運営委員会の事務を処理するため、国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所に事務局を置く。

#### (規約改正)

第10条 この規約を改正する必要があると認められたときは、 協議会の合意を得てこれを行うことができる。

#### (雑則)

第11条 この規約の定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮って定める。

#### 付則

1. この細則は平成19年10月21日から施行する。

#### 設置規約(改正案)

#### (運営委員会)

- 第7条 運営委員会は、会長が必要に応じて招集する。
- 2 運営委員会の会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 削除

#### (報告)

第8条 運営委員会の内容は、協議会へ必要に応じ報告する。

#### 付則

- 1. この細則は平成19年10月21日から施行する。
- 2. この細則は平成25年4月20日(仮)から施行する。

### 4. 生態系モニタリング専門委員会設置細則

設置規約 (現行)

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 設置要綱 第12条細則 (生態系モニタリング専門委員会)

(設置)

- 第1条 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 設置要綱(以下「協議会 設置要綱」と称する) 第12条4項に定められる専門委員会を設 置する。
- 2 この生態系モニタリング専門委員会の運営に関しては、協議会設置要綱に定めるもののほか、協議会設置要綱第18条に基づき、この細則に定めるところによる。

(名称)

第2条 本専門委員会は、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会生態系 モニタリング専門委員会(以下「生態系モニタリング専門委員 会」と称する)という。

(目的)

第3条 生態系モニタリング専門委員会は、太郎右衛門自然再生地における自然再生事業を実施するにあたり、モニタリングにおける、①評価指標、調査手法等の設定、②モニタリング調査計画の立案・指導・助言、③自然再生目標に対する整備後の効果分析を行うことを目的とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 生態系モニタリング専門委員会に委員長及び副委員長を各1 名置き、委員の互選によりこれを規定する。
- 2 委員長は生態系モニタリング専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、必要に応じ委員長の職務を代行する。
- 4 任期経過後、後任の委員長及び副委員長が決定するまでは、それぞれの職務を継続する。

設置規約(改正案)

# 4. 生態系モニタリング専門委員会設置細則

#### 設置規約(現行)

#### 設置規約(改正案)

#### (任期)

第5条 協議会設置要綱 第3章 第6条 2項に示す任期と同一とする。 ただし、任期経過後、新たな委員が決定するまでの間は、会長が 必要と認めた場合、当該任期の終了した委員がその職務を行うこ とができるものとする。

(牛熊系モニタリング運営委員会の会議)

第6条 生態系モニタリング運営委員会の会議は、委員長が招集する。 2 生態系モニタリング専門委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

#### (事務局)

- 第7条 生態系モニタリング専門委員会の会務を処理するためにモニタリング専門委員会事務局を設ける。
- 2 生態系モニタリング専門員会事務局は、国土交通省 関東地方整備 局 荒川上流河川事務所に置く。
- 3 協議会の委員は、生態系モニタリング専門委員会の事務局に参加することができる。
- 4 生態系モニタリング専門委員会事務局は、次に掲げる事務を行う。
- (1)第6条に規定する生態系モニタリング専門委員会の会議の議事について協議する。
- (2)第6条に規定する生態系モニタリング専門委員会の会議の進行について協議する。
- (3) 生態系モニタリング専門委員会の会議の議事録および議事要旨の作成を行う。
- (4)生態系モニタリング専門委員会から付託される生態系モニタリング専門委員会の運営に関する事項について協議する。

#### 附則

- 1. この細則は平成16年10月31日から施行する。
- 2. この細則は平成20年3月20日から施行する。

#### (生態系モニタリング運営委員会の会議)

第6条 生態系モニタリング運営委員会の会議は、委員長が招集する。 2 生態系モニタリング専門委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

3 生態系モニタリング専門委員会は、議事内容に応じて非公開とすることができる。

#### 附則

- 1. この細則は平成16年10月31日から施行する。
- | 2. この細則は平成20年3月20日から施行する。
- 3. この細則は平成25年4月20日(仮)から施行する。